

豊中市市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第6章第2節に規定する市民緑地設置管理計画（以下「計画」という。）の認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第60条第1項に基づき、計画の認定を受けようとする者は、市民緑地設置管理計画認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 対象となる土地等の所有権その他の使用の権原を有することを証する書面
- (2) 付近見取図及び配置図
- (3) 土地等及び緑化施設の求積図及び面積算出表
- (4) 現況が判断できる写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

(計画の認定)

第3条 市長は、前条第1項による申請があった場合において、当該計画が法第61条第1項に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項に基づきそれを認定し、市民緑地設置管理計画認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(告示)

第4条 法第61条第5項に規定する公告は、告示をもって行うものとする。

(計画の変更)

第5条 前条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、法第62条第1項に基づき、前条の認定を受けた計画を変更しようとするときは、市民緑地設置管理計画変更申請書（様式第3号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項による申請があった場合において、変更しようとする計画が法第61条第1項に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項に基づきそれを認定し、市民緑地設置管理計画変更認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(市民緑地の設置及び管理状況の報告)

第6条 法第63条に基づき、市長から市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求められた認定事業者は、市民緑地設置管理状況報告書（様式第5号）により、必要

な書類を添付してその内容を市長に報告するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第64条に基づき、認定事業者が認定を受けた計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、市民緑地設置管理改善命令書（様式第6号）により、その改善に必要な措置を命ずるものとする。

2 認定事業者は、前項の改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、市民緑地設置管理改善報告書（様式第7号）により、必要な書類を添付してその内容を市長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、法第65条に基づき、認定事業者が前条第1項の改善命令に違反したときは、計画の認定を取り消すものとし、市民緑地設置管理計画認定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。